

別府市創業支援事業補助金交付要綱

制定 平成27年3月31日
別府市告示第104号
改正 平成28年3月22日
別府市告示第87号
平成29年3月31日
別府市告示第117号
平成30年3月30日
別府市告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における創業を促進し、新たな雇用の創出を図るため、市内において新たに創業をする者又は創業をして5年未満の者に対し、予算の定めるところにより別府市創業支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、別府市補助金等交付規則(平成2年別府市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次に掲げる行為をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33条)第229条に規定する開業の届出をして、新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

(2) 事業所等 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業若しくは市長が指定する事業の創業又はこれらの事業であって創業をして5年未満のものとする。

- (1) 新たな需要や雇用を創出する事業
- (2) 事業に特徴があり、独創性又は新規性がある事業
- (3) 事業内容における競争力又は優位性がある事業
- (4) 市内の企業と取引を行うことにより、地域産業への波及効果が期待できる事業
- (5) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第8条に規定する申請の日（以下この項及び第6条において「申請日」という。）が属する年度の4月1日から第6条に規定する補助対象期間の満了する日までに市内において、事業所等を設置し、創業をする者及び申請日が属する年度の4月1日において市内に事業所等を設置し、創業をして5年未満の者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象者（法人にあつては、当該法人の代表者）は、市内に住所を有すること（第6条に規定する補助対象期間の満了する日までに市内に住所を有する場合を含む。）。
- (2) 補助対象者（法人にあつては、当該法人の代表者）に市税の滞納がないこと。
- (3) 中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号又は第5号に該当する者をいう。）として同項第1号に規定する特定事業を行う者であること。
- (4) 許認可等を必要とする創業にあつては、当該許認可等を受けること。
- (5) 第6条に規定する補助対象期間における事業費の総額に対し、1割程度の自己資金を有すること。
- (6) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第113条第1項の規定により認定を受けた別府市創業支援事業計画に記載されているもののうち、同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業（以下「特定創業支援事業」という。）による創業相談又は経営指導を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 他の者が行っていた事業を継承して行う者
- (2) 仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行う者
- (3) 国又は県による創業に対する補助制度を利用する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間における創業又は創業をして5年未満の事業に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費（創業の事業に直接従事する従業員（市内に住所を有する者に限り、補助対象者と生計を一にする三親等以内の親族を除く。以下同じ。）の賃金に限る。）
- (2) 創業に必要な申請書類の作成に要する経費（開業又は法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費）
- (3) 事業所等借入費（事業所等及び駐車場の賃借料。ただし、補助対象者又は補助対象者の三親等以内の親族に支払う賃借料は、除く。）
- (4) 事業所等の開設に伴う設備費（内外装工事費並びに機械、器具、工具及び備品の調達費用）
- (5) 広報費（販路開拓に係る広告宣伝費）
- (6) その他事業所等開設に係る経費（消耗品費及び税の性質を有するものを除く。）

（補助対象期間）

第6条 前条の補助対象期間は、申請日から6月が経過した日又は申請日

が属する年度の12月31日のいずれか早い日までの期間とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算に定める範囲内で、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付することができないやむを得ない理由があると認める書類については、添付を省略させることができる。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては当該法人の代表者のもの）
- (2) 市税完納証明書（法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者のもの）
- (3) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (4) 履歴書（法人にあっては当該法人の代表者のもの）
- (5) 創業計画書（様式第2号）
- (6) 税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
- (7) 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- (8) 自己資金が証明できる預金通帳、残高証明書等
- (9) 誓約書（様式第3号）
- (10) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による市長の証明を受けた書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、別府市創業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金交付の適否の決定において必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条に規定する申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更等の申請)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、第8条に規定する申請の内容を変更し、又は補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別府市創業支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に同条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、同条第5号に掲げる書類の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。

(変更等の承認の決定)

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の適否を決定し、別府市創業支援事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象期間の満了する日から起算して30日以内に別府市創業支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細表及び補助対象経費の支払を証明する書類
- (2) 設備等を設置した後の事業所等の写真
- (3) 第8条に規定する申請において同条ただし書の規定により省略した書類
- (4) 第8条に規定する申請の際に市内に住所を有していなかった場合にあっては、住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告の期限が別府市の休日を定める条例(平成元年別府市条例第18号)第1条第1項に規定する市の休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その日後で最も近い休日

ない日を期限とする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があつた場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市創業支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 補助金の交付請求をしようとする補助事業者は、別府市創業支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決算書の提出)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する事業年度から起算して3年間、毎事業年度の決算書を当該事業年度の終了後3月以内に市長に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設又は増設した設備等を処分してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付を受けた者の努力義務)

第18条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助事業者が設置する事業所等において従業員の2年間以上の雇用の確保に努めるとともに、当該従業員が有期雇用契約である場合又はパートタイム雇用である場合は、期間の定めのない正規雇用に移行するよう努めなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。
- (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日別府市告示第87号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日別府市告示第117号）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に別府市創業支援事業補助金の交付申請を行った者については、この要綱による改正後の第16条の規定は、適用しない。

附 則（平成30年3月30日別府市告示第92号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。